

ボランティア活動功労者表彰要領

第1 趣 旨

この表彰は、公共福祉の向上のため、自主的に無報酬でボランティア活動を行っている個人又は団体のうち、顕著な事績を収めたものについて、その功績を顕彰し、もって一層の公共福祉の向上を期するものである。

第2 表彰の方法

被表彰者に対して表彰状及び記念品を贈呈する。

第3 表彰基準

1 表彰の対象者

自主的に、無報酬で、ボランティア活動を行う個人又は団体で、顕著な事績を収めたものを表彰する。

なお、団体に所属して、ボランティア活動を行っている場合は、原則として当該団体について表彰するものとし、その団体に所属する個人については表彰を行わない。

活動の対価を得ていても、材料費等のボランティア活動に要する経費（人件費は除く。）にあてられ収益になっていない場合は、無報酬とみなす。

次のいずれかに該当するものは、この要領に定めるボランティア活動功労者から除くものとする。

- (1) 民生委員、保護司、母子協力員、区政協力委員、市町村の連絡員、交通指導員等、公職者の委嘱又は委託を受けて活動するもの
- (2) 原則として、過去にこの表彰を受けたもの及び過去5年以内にこの表彰以外でボランティア活動に関し、知事表彰を受けたもの
- (3) その他表彰することが適当でないと知事が認めるもの

2 表彰候補者の選定基準

表彰を受ける候補者は、前記1に掲げるものであって、次に該当するものとする。

- (1) 活動期間
原則として、過去10年以上にわたり率先してボランティア活動を行っているもの
- (2) 活動回数
原則として、個人にあっては年12回以上、団体にあっては月1回以上のボランティア活動を行っているもの

第4 選 考

市町村長等から推薦のあったものから表彰候補者推薦書の内容及び推薦順位を考慮して、知事が行うものとする。

第5 その他

国が実施する春秋の緑綬褒章への推薦にあたっては、原則として、本表彰の受賞を要するものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。